

議案第 70 号

財産の処分について

上記議案を提出します。

令和 8 年 9 月 1 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

長与町立学校使用済 GIGA スクール端末を売却するに当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 12 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるもの。

財産の処分について

次のとおり財産を処分したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 処分する財産 長与町立学校 GIGA スクール端末
- 2 処分金額 1台当たり7,755円（単価契約）
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額705円）
- 3 処分予定総額 26,491,080円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
2,408,280円）
- 4 処分の相手方 愛知県大府市柊山町3丁目33番地
リネットジャパンリサイクル株式会社
代表取締役 黒田 武志
- 5 処分の方法 随意契約

物品売買契約書

- 1 名 称 8学売第1号 長与町立学校使用済 GIGA スクール端末の売払
- 2 物 品 長与町立学校使用済 GIGA スクール端末
- 3 予 定 数 量 3, 4 1 6 台
- 4 契 約 金 額 7, 7 5 5 円／台
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 7 0 5 円／台)
- 5 予 定 総 額 2 6, 4 9 1, 0 8 0 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2, 4 0 8, 2 8 0 円)
- 6 引 渡 場 所 長与町立学校 8 校舎及び長与町役場
- 7 履 行 期 限 令和 9 年 2 月 2 6 日
- 8 契 約 保 証 金 免除

上記物品の売買について、売出人 長与町（以下、「甲」という。）と買受人 リネットジャパンリサイクル株式会社（以下、「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

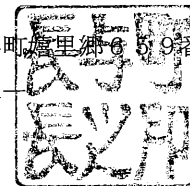
本契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 12 号）第 3 条に規定する契約に該当することから、一旦仮契約を締結するものとし、議会の議決を経たとき、改めて本契約を締結する。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

仮契約日 令和 8 年 8 月 13 日

本契約日 令和 8 年 月 日

甲 長崎県西彼杵郡長与町 6 5 9 番地 1
長与町長 吉田 慎



乙 愛知県大府市柵山町三丁目 3 3 番地
リネットジャパンリサイクル株式会社
代表取締役 黒田 武

